令和６年度介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項｣ナレーション原稿

**サービス名：「特定施設入居者生活介護」**

**第１スライド**

　｢特定施設入居者生活介護｣事業所の皆様こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として行っており、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する、｢主な指導事項｣は運営指導を行った際に比較的多く見受けられた問題点、指導事項です。これらの問題点について具体的に詳しく見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

まず「従業員の員数」についてです。

人員基準で必要な常勤の看護職員が配置されていない期間がありました。自主点検のうえ体制届を提出するとともに返還期間及び返還方法を保険者と協議の上、過誤調整等により返還の手続きをとってください、というものでした。

**第３スライド**

次に「サービス提供の記録」についてです。

運営基準に定められた介護サービスを提供したときは、その内容を適切に記録してください。

入浴介助に関しては、中止した場合の理由や全身清拭などの代替措置について記録が確認できない事例がありましたので注意してください。

**第４スライド**

次に「身体的拘束等の適正化」です。

１として、身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容を漏れなく記載してください。

２として、身体的拘束等を開始する場合は、拘束開始までに家族等の同意を得てください。

３として、身体的拘束適正化検討委員会の開催結果について、議事録を作成し全従業者に周知徹底を図ってください。

４として、新規採用時の身体的拘束等の適正化の研修内容を記録してください。

いずれも運営基準や解釈通知で定められた事項です。

再確認をお願いいたします。

**第５スライド**

次に「非常災害対策」です。

非常災害に関する具体的計画を策定し、従業者への周知と訓練を十分に行ってください。地震や火災など災害全般への対応について、計画の作成、従業者への周知、訓練の実施をお願いします。

また、浸水想定区域に立地している場合は、水防法に基づく避難確保計画を策定し、計画に基づく避難訓練を実施することが必要ですので注意してください。

**第６スライド**

次に「事故発生時の対応」です。

　骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、市町村長及び県福祉事務所に事故報告等を提出してください。

　また、利用者等の無断外出による行方不明者の発生や虐待の疑い等、利用者等の生命・身体に重大な結果が生じるおそれがある事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、遅滞なく市町村長及び県福祉事務所に事故報告等を提出してください。

**第７スライド**

次に「夜間看護体制加算」です。

常勤の看護師を配置せずに算定していた期間がありました。算定要件を満たしていないので自主点検を行い、返還期間及び返還方法等について保険者と協議の上、保険者の指示に従い過誤調整等により返還の手続をとってください、というものです。こちらの加算については、常勤の看護師が要件となっているのでご注意ください。

**第８スライド**

次に「医療機関連携加算」です。

１として、協力医療機関又は利用者の主治の医師に対して、利用者の健康の状況について月に1回以上情報提供していないにもかかわらず算定していた事例がありました。

２として、協力医療機関への情報提供について、医師の受領の確認を得たことが明確でない場合がありました。

３として、情報提供日前30日以内において、特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満であるにも関わらず医療機関連携加算を算定していた事例がありました。

**第９スライド(最終スライド)**

　最後に「口腔衛生管理体制加算」です。

　事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき，利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成してください、というものでした。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。